

一般社団法人茨城県環境保全協会

協会だより



2024年(令和6年)度
第4号(通巻第121号)
2024年7月1日発行
一般社団法人茨城県環境保全協会
発行担当 広報委員会
水戸市平須町1825-192 平須ビル202
TEL 029-303-6007
FAX 029-303-6008
URL <http://www.kankyo-ibaraki.com/>
Mail info@kankyo-ibaraki.com

一括契約書に従った浄化槽清掃の実施を!

先日茨城県より県内各市町村長向けに浄化槽補助金設置補助金交付に際して添付する誓約書の内容変更について、通知文が発せられました。その内容は、以前より誓約書に内容としては適切な維持管理の実施が明記されてはいましたが、今回から一層踏み込んだ形となりました。

- 浄化槽法第7条1項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造または規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。
- 法第10条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。
 - 保守点検
(中略)
 - 清掃
年1回以上
- 法第11条第1項の規定に基づき、毎年1回水質に関する検査を受検すること

4. 1、2及び3を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

以上の項目に対して補助金の交付を受けた浄化槽管理者に実施することを求めるもので、なおかつ実施されなかった場合には、交付した補助金の返還までを求めるものであります。

浄化槽一括契約書には、清掃の時期(月)も明記されております。原則としては浄化槽管理者から清掃依頼があることが望ましいとは考えますが、仮に浄化槽管理者が清掃依頼を失念してしまい、その後11条検査等で清掃の未実施が発覚して市町村から補助金の返還請求がなされる状況になった場合には、契約当事者の一人である清掃業者に対して、浄化槽管理者から契約書に書かれている清掃時期に清掃を行わなかったということで、契約不履行と申し立てがあることが考えられます。

本来契約書である以上、そこに書か

れている文言を遵守して、確実に清掃を実施することが求められます。

そして、浄化槽管理者に対しては、適切な浄化槽清掃記録票を交付して、それが清掃を実施した証明となります(領収証では証明にはなりません)。

つきましては、会員企業の皆様におかれましては、現在も一括契約書の遵守にお取り組みいただいていることと思いますが、今後より一層のご注意をお願いいたします。

した。

総会は13時に始まり、令和5年度の事業報告、収支決算報告、令和6年度の事業計画、予算計画について報告・審議があり、また、今年度は役員改選の時期に当たるため、新役員が決まり、その後の理事会において山条会長の続投が決まりました。

また、別会場では環境保全機器展が開催され、当協会の賛助会員でもある(株)モリタエコノス及び(株)日環商事の商品も展示されておりました。

総会はつつがなく終了し、その後に

日本環境保全協会定時総会



6月10日(月)、東京飯田橋のホテルメトロポリタンエドモントにおいて(一社)日本環境保全協会の定時総会が開催され、協会からは、日環協の理事でもある岡島理事長、長塚・池田副理事長、秋山・小林理事および次世代育成委員会の古谷委員が出席しま

は環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長の松崎裕司様による「一般廃棄物処理業と自然災害」というテーマでの講演会がありました。

2011年に発生した東日本大震災の記憶が薄れつつある中で今年1月1日に発生した能登半島地震に関する災害廃棄物処理に関する内容や、一般廃棄物の適正処理の推進などの内容で約30分間の講演会となりました。

その後懇親会が開催され、全国の会員メンバーと交流を深めてまいりました。

当日には同ホテルにおいて、自民党



石川昭政衆議院議員と

市町村長殿

誓約書 誓約書イメージ

茨城県浄化槽設置事業費等補助金交付要項第6条第1号の規定により、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 浄化槽法(昭和58年法律第43号)(以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、浄化槽を設置及び浄化槽の構造又は規模を変更した場合は、水質に関する検査を受検すること。
- 法第10条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検及び清掃を法令に定められた回数行うこと。
 - 保守点検
分離接触ばつ気方式、建気ろ床接触ばつ気方式、
処理対象人員が20人以下は年3回以上
処理対象人員が21人以上50人以下は年4回以上
上記以外の場合(大径型など) 年__回以上
(※清掃管理要領書等に記載されている回数を記載してください。分からない場合はメーカーもしくは浄化槽保守点検業者にお問い合わせください。 ※多くの場合は年3回以上となっています。)
 - 清掃
年1回以上
- 法第11条第1項の規定に基づき、毎年1回水質に関する検査を受検すること。
- 1、2及び3を実施しなかった場合は、補助金を返還すること。

住所 _____
連絡先 _____
氏名 _____

赤線及び赤枠は協会にて追加

環境保全議員連盟の総会も行われ、会長の山東昭子参議院議員をはじめ、多くの国会議員の皆様も総会後の懇親会にご出席されていました。

茨城県関係で環境保全議員連盟に所属いただいている国会議員の皆様をご紹介します。

衆議院議員では、石川昭政様、田所嘉徳様、国光あやの様、葉梨康弘様、永岡桂子様、参議院では、上月良祐様、加藤明良様、以上7名の皆様でございます。

関東地区協議会総会へ参加



6月19日(水)に千葉市のオークラ千葉ホテルにおいて開催された、日本環境保全協会 関東地区協議会の通常総会に、岡島理事長、長塚・池田副理事長、秋山・小林・犬塚理事および次世代育成委員会の古谷委員で参加してまいりました。

昨年度までは茨城県が幹事団体として、コロナ渦のなか難しい運営を4年にわたって行ってまいりましたが、今年度より従来の2年毎の幹事県の受け持ちに戻り、今年から来年にかけては千葉県が幹事県となります。

総会前には千葉県環境保全センターによる企画として、行政書士・社会保険労務士の江川知彦様による「最近の求人・採用事業/Z世代の人材育成」というテーマで講演会が行われました。

現在どの業界においても人材不足は深刻化しており、その中で新しい人材を求めるとき、特に若者をターゲットにする際は、求人票に完全週休二日を謳わないと応募すらほぼ来ないなど現状の厳しさに触れられ、また今後より一層厳しさを増す働き方改革関連法等、我々も以前の考え方から脱却し、これからの社員の働き方や、その

前の人材確保に関して、企業の継続について考えざるを得ないと感じました。

総会は例年通り事業・会計報告、事業・予算計画と滞りなく進み、その後県連報告会となり、茨城県からは、昨年度の関東地区協議会 秋季研修会で見学した大子町の衛生センターが竣工し稼働を始めたこと、それに伴い発災以来3年8か月に及んだ協会としての支援業務が終了したことや、昨年11月には茨城県庁において開催された市町村の浄化槽行政担当者が集まる会議で、清掃記録票について説明を

させていただいたことなどを報告いたしました。

その後は懇親会となり、委託業務における委託料引き上げ及び許可業務においても料金の改定など、コスト高の中で、どのように収益を上げて従業員の給料や設備投資資金を確保していくかなど意見交換をしてまいりました。

6月度定例役員会の開催

6月12日(水)午前10時より6月度の定例役員会を水戸市の協会事務所にて開催いたしましたので、当日の議事内容等についてご報告いたします。

出席理事

岡島理事長 長塚・池田副理事長 秋山・早川・小林・佐野・繁藤・犬塚・樋口・福田理事(理事13名中11名出席) 佐藤監事

協議事項

① 協会組織図について

先の総会において役員改選があり、新しい協会の委員会組織について協議しました。大きな変更はありませんで

したが、新任の福田理事は総務委員会に所属することになりました。

② 霞ヶ浦環境科学センター夏祭りについて

8月に開催予定の霞ヶ浦環境科学センター夏祭りへの出展内容を検討しました。

③ 水質保全協会 50周年記念誌への協賛広告掲載について

創立50周年を迎える(公社)茨城県水質保全協会の創立50周年記念誌への協賛広告を行うことにしました。

④ (一社)全国浄化槽団体連合会定時総会について

6月28日(金)ホテルグランドヒル市ヶ谷で開催される(一社)全国浄化槽団体連合会の定時総会に岡島理事長と池田副理事長が出席することにしました。

⑤ 関東地区協議会加入団体名簿について

日本環境保全協会関東地区協議会の世話人に秋山理事を新たに加え、小林理事、長塚理事、池田理事の4名にお願いすることにしました。

⑥ 賛助会員について

浄化槽点検機器等販売の(株)アクアベルの賛助会員入会意向について検討し、今後アクアベルから入会希望申請書が提出された際には受け入れる方向で承認されました。

⑦ 日本環境衛生センター主催の一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習について

日本環境衛生センター主催の一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習会を9月に開催することにしました。

この講習は、多くの市町村において、一般廃棄物収集運搬業許可の要件となっている講習会です。

詳しい日程等については後日連絡いたしますので、ふるっての受講をお願いします。

⑧ 協会だよりについて

協会だより6月号の内容について広報研修委員会より提案があり承認されました。県内全ての市町村、県の関係機関に無料配布しています。もし、ご希望の関係者の方がいましたら当協会までご連絡下さい。

報告事項

① 不法投棄パトロールについて

7月20日に結城市で行われる不法投棄監視パトロールの参加者人数等について報告がありました。

② 育成委員会視察研修について「モリタエコノス本社工場」

8月23日に次世代育成委員会主催で開催される兵庫県三田市のモリタエコノス本社工場の視察研修について、現時点で決まっていることについての報告がありました。

② 総会・懇親会会計について

事務局より5月に水戸京成ホテルで開催した定時総会・懇親会の会計報告がありました。

③ 関東地区協議会「令和6年度通常総会」について

6月19日に千葉市で開催される日本環境保全協会関東地区協議会、令和6年度通常総会の出席者を確認しました。

④ 県産業資源循環協会「令和6年度廃棄物適正処理懇談会」について

岡島理事長より(一社)県産業資源循環協会「令和6年度廃棄物適正処理懇談会」について報告がありました。

⑤ 産業廃棄物運搬車両一斉検査実施要領改正について

産業廃棄物運搬車両一斉検査実施要領改正の確認をしました。

⑥ 役員登記について

事務局より新役員の登記が5月30日に完了したと報告がありました。

⑦ 葉梨康弘「更なる活躍を期する会」について

長塚副理事長より6月5日開催された葉梨康弘「更なる活躍を期する会」について報告がありました。

以上の内容で役員会を開催いたしました。

全国浄化槽団体連合会通常総会

6月28日(金)に東京のホテルグランドヒル市ヶ谷において開催された(一社)全国浄化槽団体連合会の通常総会に岡島理事長、池田副理事長の2名が出席しました。

全国浄化槽団体連合会には今年4月より賛助会員として当協会は入会しており、したがって総会等行事への出席は今回が初めてとなります。

東ヶ崎前事務局長が退職されました

かねてよりご報告の通り、長年にわたり協会事務局を取り仕切っていた、前の事務局長 東ヶ崎和江様が6月末をもって退職されました。

在職期間中は大変お世話になりました。

これから当面の間は、事務局長はおかず、新任の事務局員として高橋様をお願いすることになりましたので、よろしくお祈りいたします。

